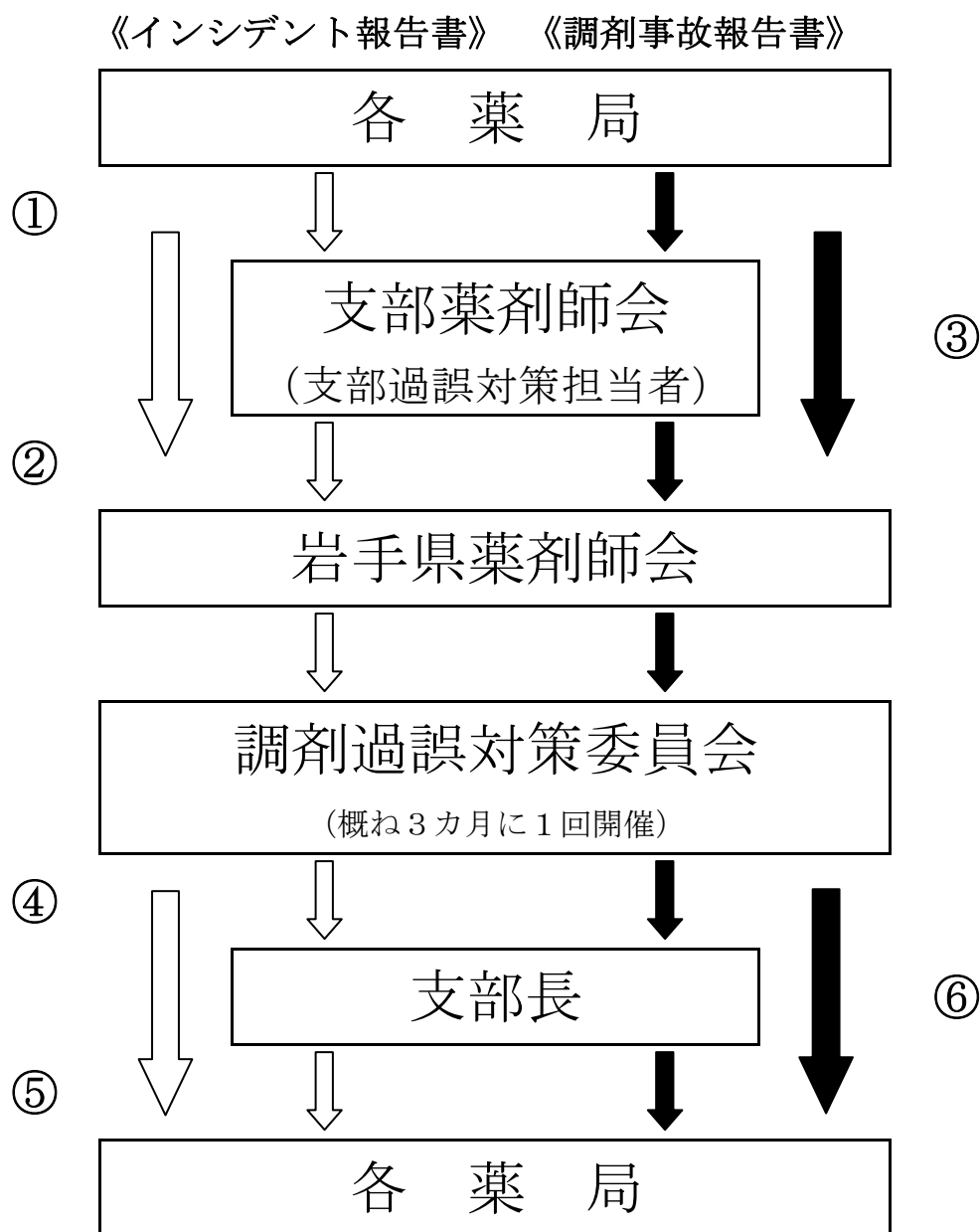


調剤事故報告、インシデント事例報告のフローチャート (平成19年度版)



- ① 『インシデント事例報告書（別紙1）』を支部の過誤対策担当者へ提出
(発見や対応が遅れれば患者に健康被害が発生したと考えられる「重要なインシデント事例」は県薬へも報告する)
- ② インシデント事例報告書は支部で集計し翌月15日までに県薬事務局へ報告（別紙2）
- ③ 『調剤事故報告書』は、支部過誤対策担当者と県薬事務局へ速やかに報告（別紙3）
- ④ 内容に応じて役員会開催時または随時伝達
- ⑤ 支部長は役員会で報告された事例を速やかに支部の全薬局へ伝達
- ⑥ 重大な事例については、分類によらずFAXによる一斉同報にて速やかに伝達

